

会社法第 801 条第 3 項第 3 号、同第 791 条第 1 項第 2 号に基づく事後開示事項

(株式交換に係る事後開示事項)

平成 25 年 7 月 9 日

大阪市大正区船町一丁目 1 番 66 号
株式会社中山製鋼所

大阪府堺市堺区山本町 6 丁 124 番地
中山三星建材株式会社

大阪市西区南堀江一丁目 12 番 19 号
中山通商株式会社

大阪市西区川口三丁目 1 番 20 号
三星商事株式会社

大阪市西区新町四丁目 19 番 9 号
三星海運株式会社

大阪市浪速区久保吉一丁目 3 番 14 号
三泉シヤ－株式会社

平成 25 年 7 月 9 日

株式会社中山製鋼所と中山三星建材株式会社との株式交換に関する事項（事後開示事項）
株式会社中山製鋼所と中山通商株式会社との株式交換に関する事項（事後開示事項）
株式会社中山製鋼所と三星商事株式会社との株式交換に関する事項（事後開示事項）
株式会社中山製鋼所と三星海運株式会社との株式交換に関する事項（事後開示事項）
株式会社中山製鋼所と三泉シヤ－株式会社との株式交換に関する事項（事後開示事項）

株式会社中山製鋼所
代表取締役社長 森 田 俊 一

中山三星建材株式会社
代表取締役社長 柳 澤 俊 三

中山通商株式会社
代表取締役社長 徳 山 寛

三星商事株式会社
代表取締役社長 前 川 宗 里

三星海運株式会社
代表取締役社長 中 原 敏 之

三泉シヤ－株式会社
代表取締役社長 今 井 武

株式会社中山製鋼所（以下「中山製鋼所」といいます。）と中山三星建材株式会社（以下「中山三星建材」といいます。）、中山製鋼所と中山通商株式会社（以下「中山通商」といいます。）、中山製鋼所と三星商事株式会社（以下「三星商事」といいます。）、中山製鋼所と三星海運株式会社（以下「三星海運」といいます。）、及び中山製鋼所と三泉シヤ－株式会社（以下「三泉シヤ－」といいます。）は、それぞれ、平成25年3月28日付の株式交換契約（以下総称して「本株式交換契約」といいます。）に基づき、平成25年7月9日を効力発生日として、中山製鋼所を株式交換完全親会社、中山三星建材、中山通商、三星商事、三星海運及び三泉シヤ－（以下総称して「連結子会社5社」といいます。）のそれぞれを株式交換完全子会社とする株式交換（以下総称して「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。本株式交換に関する事項は以下のとおりです。

1. 本株式交換が効力を生じた日

平成25年7月9日

2. 株式交換完全親会社における会社法第797条の規定及び第799条の規定による手続の経過（反対株主による株式買取請求、債権者保護手続）

(1) 反対株主による株式買取請求

中山製鋼所は、会社法第797条第3項、同条第4項第1号の規定により、平成25年6月19日付で、中山製鋼所の株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全子会社である連結子会社5社の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。

中山製鋼所において、会社法第785条第1項の規定に基づき株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(2) 債権者保護手続

本株式交換の対価は中山製鋼所の株式のみであったことから、会社法第799条の規定による債権者保護手続は実施しておりません。

3. 株式交換完全子会社における会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（反対株主による株式買取請求、新株予約権買取請求、債権者保護手続）

(1) 反対株主による株式買取請求

(ア) 中山三星建材

中山三星建材は、会社法第785条第3項、同条第4項第1号の規定により、平成25年6月19日付で、中山三星建材の株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社である中山製鋼所の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。

中山三星建材において、会社法第785条第1項の規定に基づき株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(イ) 中山通商

中山通商は、会社法第785条第3項、同条第4項第2号の規定により、平成25年6月18日付で、中山通商の株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社である中山製鋼所の商号及び住所を官報により公告しました。

中山通商において、会社法第785条第1項の規定に基づき株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(ウ) 三星商事

三星商事は、会社法第785条第3項、同条第4項第2号の規定により、平成25年6月18日付で、三星商事の株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社である中山製鋼所の商号及び住所を官報により公告しました。

三星商事において、会社法第785条第1項の規定に基づき株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(エ) 三星海運

三星海運は、会社法第785条第3項、同条第4項第2号の規定により、平成25年6月18日付で、三星海運の株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社である中山製鋼所の商号及び住所を官報により公告しました。

三星海運において、会社法第785条第1項の規定に基づき株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(オ) 三泉シヤー

三泉シヤーは、会社法第785条第3項、同条第4項第2号の規定により、平成25

年6月18日付で、三泉シヤ一の株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社である中山製鋼所の商号及び住所を官報により公告しました。

三泉シヤ一において、会社法第785条第1項の規定に基づき株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(2) 新株予約権買取請求

連結子会社5社はいずれも新株予約権を発行していなかったことから、会社法第787条の規定による手続を実施しておりません。

(3) 債権者保護手続

連結子会社5社はいずれも新株予約権付社債を発行していなかったことから、会社法第789条の規定による手続を実施しておりません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数

本株式交換により中山製鋼所に移転した連結子会社5社の株式の数は、次のとおりです。いずれも、連結子会社5社各社の発行済株式総数から、中山製鋼所が既に所有していた株式数を除いた、全ての株式であります。

| 株式交換完全子会社 | 中山製鋼所に移転した株式の数 |
|-----------|----------------|
| 中山三星建材 | 388,576株 |
| 中山通商 | 1,409,602株 |
| 三星商事 | 561,000株 |
| 三星海運 | 40,846株 |
| 三泉シヤ一 | 97,200株 |

5. その他本株式交換に関する重要な事項

- (1) 中山三星建材は、会社法第219条の規定により、平成25年6月6日付で、中山三星建材の株主に対し、平成25年7月9日までに株券を提出されたい旨を電子公告するとともに、株主に対して各別に通知いたしました。中山通商、三星商事、三星海運及び三泉シヤ一は、それぞれ、会社法第219条の規定により、平成25年6月6日付で、中山通商、三星商事、三星海運及び三泉シヤ一の株主に対し、平成25年7月9日までに株券を提出されたい旨を官報公告するとともに、株主に対して各別に通知いたしました。

- (2) 中山製鋼所が連結子会社5社の株主（中山製鋼所を除きます。）に対して交付した株式は次のとおりであり、全て新株式の発行によっております。

| 株式交換完全子会社 | 中山製鋼所に移 転した株式の数 | 割当比率 | 交付した中山製鋼所の 株式の数 |
|-----------|--------------------|------|--------------------|
| 中山三星建材 | 388,576株 | 177 | 68,777,952株 |
| 中山通商 | 1,409,602株 | 25 | 35,240,050株 |
| 三星商事 | 561,000株 | 35 | 19,635,000株 |
| 三星海運 | 40,846株 | 563 | 22,996,298株 |
| 三泉シヤー | 97,200株 | 63 | 6,123,600株 |
| | | | 合計 152,772,900株 |

- (3) 本株式交換により増加した中山製鋼所の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりです。

- ① 資本金 : 0円
- ② 資本準備金 : 法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額
- ③ 利益準備金 : 0円

以上